

旭川市政における公正な職務の執行の確保等に関する条例を施行します

～ 旭川市委託先事業者（指定管理者，工事請負者）の職員の皆様へ ～

旭川市では，公平，公正で透明な市政を確立するため，「旭川市政における公正な職務の執行の確保等に関する条例」を平成20年4月1日から施行しました。

この条例における「公益通報」制度は，旭川市の委託先事業者（指定管理者，工事請負者を含む。以下同じ。）の職員の方々も対象となることから，その概要をお知らせします。

● 「公益通報」制度とは？

本市の委託事務又は事業（指定管理者や工事請負者における事務又は事業）において，不正な事務又は事業が行われている場合，その事実を知り得る内部の職員の方からの通報を受け付ける制度です。

なお，通報の対象となる事実は，本市の委託事務又は事業等に係る不正行為に限ります。

● 通報の方法は？

次の事項を記載した書面に，必要に応じて資料を添付した上で，旭川市公正職務推進委員会又は旭川市公正職務審査会に提出してください。提出の方法は，郵送，持参，FAXによるものとします。なお，推進委員会に対して通報する場合であって，緊急を要するときその他特別な事情があるときは，書面によらない通報も可とします。

記載必要事項

1. 住所，氏名，連絡先
2. 委託事務又は事業の内容，委託先事業者の名称及び所在地
3. 不正行為を行ったもの又は行おうとしているものの氏名又は名称
4. 不正行為の具体的内容，時期等

● 通報先は？

■ 旭川市公正職務推進委員会（旭川市職員で構成する委員会）への通報 ■

ア 持参又は郵送による場合

旭川市7条通9丁目旭川市総合庁舎6階
旭川市公正職務推進委員会事務局（旭川市総務部人事課）あて

イ FAXによる場合

旭川市公正職務推進委員会事務局（旭川市総務部人事課）あて
FAX番号 0166-24-7833

ウ 電話による場合（緊急を要するときその他特別な事情があるときのみ）

電話番号 0166-25-5445（人事課直通）

■ 旭川市公正職務審査会（旭川市役所外部の方で構成する審査会）への通報 ■

ア 持参又は郵送による場合

旭川市宮下通7丁目3897番1 旭川駅前ビル3階
旭川市公正職務審査会委員 旭川駅前法律事務所
池田 めぐみ様あて

イ FAXによる場合

旭川市公正職務審査会委員 旭川駅前法律事務所 池田 めぐみ様あて
FAX番号 0166-74-5486

● 匿名での通報はできるのか？

匿名での通報については、通報者との連絡がつかないため、十分な調査ができないことがあることから、原則として実名で通報していただくことにしています。ただし、不正行為が確実にあると認められる資料が示されたときは、匿名での通報も受理します。

● 通報した後はどうなるのか？

旭川市公正職務推進委員会又は旭川市公正職務審査会が調査を行い、不正行為が明らかになった場合には、委託先事業者に対し、その不正行為を中止させるための勧告等必要な措置をとります。なお、調査の結果や措置の内容については公益通報を行った者に報告します。

● 公益通報者は保護されるのか？

委託先事業者の役員や職員が、公益通報をしたことによる不利益な取扱いを行うことは禁止されますし、公益通報をしたことを理由として委託先事業者の役員や職員から不利益な取扱いを受けたと思ったときは、旭川市公正職務推進委員会又は旭川市公正職務審査会に申立てをすることができます。

詳しくは、旭川市総務部人事課（電話0166-25-5445）にお問い合わせください。